

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別償却準備金の損金算入に関する明細書

		事 業 年 度	・	・	法 人 名			
資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第 項	第 第 項	第 第 項	第 第 項	計	
	種 類	2						
	構造、用途、設備の種類又は区分	3						
	細 目	4						
	事業の用に供した年月	5	P85~87参照					
	耐用年数等	6						
当 期 積 立 額	7		円	円	円	円		
当 期 積 立 限 度 額	当期の特別償却限度額	8						
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9						
	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10						
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11						
	積立不足額 割増償却の場合 (8) - (7)	12	P87参照					
	初年度特別償却の場合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0の場合は(8))	13						
積 立 不 足 額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14						
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16						
	翌期への繰越額の内訳	当 期 分 (12) 又は (13)	17					
		計 (17) + (18)	18					
当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額)	20							
合併等特別償却準備金積立不足額 (8) - (7)	21							
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22	・	・	・	・		
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円	円	円	円	
	期首特別償却準備金の金額	24						
	当期益金算入額	均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}$	25					
		同上以外の場合による益金算入額	26					
		合 計 (25) + (26)	27					
	期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)	28						

別表十六(九) 令八・四・一以後終了事業年度分

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00691	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第5号)	00041	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00623	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	
地方活力向上地域等において 特定建物等を取得した場合の 特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	
中小企業者等が特定経営力向上設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の4第1項(経営強化法規則第16条 第2項第1号))	00713 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の4第1項(経営強化法規則第16条 第2項第2号))	00715 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の4第1項(経営強化法規則第16条 第2項第3号))	00717 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の4第1項(経営強化法規則第16条 第3項))	00719 ※	

※ 区分番号は、特別償却の適用を受ける次の①から④までの設備等の区分ごとに記載してください。

- ① 区分番号「00713」(生産性向上設備)
経営強化法規則第16条第2項第1号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ② 区分番号「00715」(収益力強化設備)
経営強化法規則第16条第2項第2号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ③ 区分番号「00717」(経営資源集約化設備)
経営強化法規則第16条第2項第3号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ④ 区分番号「00719」(経営規模拡大設備)
経営強化法規則第16条第3項に規定する設備等に該当する特定経営力向上設備等

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00666 ※1	「8」欄の金額
特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00729 ※2	

※1 区分番号「00666」は、令和7年度税制改正前に取得等をした生産工程効率化等設備について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和7年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」）を記載してください。

※2 区分番号「00729」は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に取得等をする特定生産性向上設備等について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和5年旧措置法第43条第1項第1号)	00641 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和5年旧措置法第43条第1項第2号)	00643 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第1号)	00693 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第2号)	00695 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第3号)	00697 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第4号)	00645	

※ 区分番号「00693」、「00695」及び「00697」は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年7月1日)以後に取得又は製作をする外航船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下「経過船舶」といいます。))を除きます。)について適用を受ける場合が該当し、同日前に取得又は製作をした外航船舶(経過船舶を含みます。))について適用を受ける場合は、区分番号「00641」及び「00643」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項の表の第1号)	00609	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項の表の第2号)	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00647	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00680	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第2項)	00682	
生産方式革新事業活動用資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項第1号)	00708	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項第2号)	00710	
再資源化事業等高度化設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00725	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積 地域において工業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地 区において工業用機械等を取 得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島における旅館業用 建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機 械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第1号)	00671	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第2号)	00574 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第3号)	00561 ※2	

※1 区分番号「00574」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」（第45条第3項の表の第2号））を記載してください。

※2 区分番号「00561」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」（第45条第3項の表の第3号））を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第2項)	00649	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第3項)	00651	
輸出事業用資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00684	
特定都市再生建築物の割増償 却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条第3項第1号)	00467	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条第3項第2号)	00470	
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00593	

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却 (特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は 「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額 (同欄に内書と して記載した 金額がある場 合には、当該 金額を控除し た金額)